

**社会福祉法人草加市社会福祉協議会
臨時職員募集案内書**

社会福祉法人草加市社会福祉協議会

社会福祉法人草加市社会福祉協議会臨時職員募集要項

1 職種及び資格

I . 募集職種	II . 学歴・資格等	III . 年齢要件
臨時放課後児童支援員 (午後パート週5日又は週4日)	学校教育法による 高等学校以上を卒業した者	応募時点で 年齢69歳以下の者

次の項目に該当する方は応募できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (2) 過去に本会の職員等の募集に応募し、複数回不採用または選考外になった方

2 採用人数

若干名

3 試験

書類審査（応募時面接）

4 合格発表

合否を問わず、応募者全員に文書等で通知します。

5 健康診断

健康診断については、合格者のみ行い、費用は、自己負担とします。ただし、3か月以内に健康診断を済ませている場合は、その写しをもって代えることができます。

6 受付期間、受付場所等

(1) 受付期間 随時（定員に達し次第 締切）

(2) 受付時間 午前9時から午後5時まで

※ただし、土曜日・日曜日及び祝日を除く。

(3) 受付場所 社会福祉法人草加市社会福祉協議会 氷川町事務所

所在地：埼玉県草加市氷川町2151番地11

電話番号：048-924-8722

(4) 応募方法 上記住所へ直接持参ください。（代理人持参不可、郵送受付不可）

※申込書を提出される際は、必ず事前にご連絡ください。

7 受付時に必要な書類

1	履歴書（書式指定なし） ・最近3か月以内に撮影した写真を添付のこと。 ・履歴書は、本会ホームページからもダウンロード可。	1通
2	資格証明書等の写し (放課後児童支援員認定資格・保育士・教諭資格等をお持ちの方)	各1通

8 その他

- (1) 応募書類の返却はいたしません。また、申込結果に対する問い合わせには応じかねますのでご承知おきください。
- (2) 採用日は採用内定日の翌月 1 日付（予定）です。

[問い合わせ先]

社会福祉法人草加市社会福祉協議会 児童健全育成課 (氷川町事務所)
電 話 048-924-8722

採用試験から採用までの結果と採用後の待遇について

1 試験から採用までの経過について

試験に合格すると、健康診断を受けていただき、採用が決定（内定）します。

2 勤務先名称・勤務場所

社会福祉法人草加市社会福祉協議会 市内各児童クラブ

3 勤務時間

毎週月曜日から土曜日までのうち、1週間につき35時間以内とし、1日につき7時間以内の勤務時間となっています。（週5日又は週4日）

原則として休日は、日曜日、祝日及び年末年始ですが、業務の都合上、変則勤務となる場合があります。

なお、勤務時間につきましては、次の勤務時間の中で、調整によりシフト管理することとなります。

① 通常保育日

勤務日	勤務時間
平日	午後2時から午後6時まで、 又は午後7時まで
土曜日	※午前8時から午後6時まで

② 特別保育日及び臨時保育日（春・夏・冬休み、臨時休校日など）

勤務日	勤務時間
平日	※午前8時から午後7時まで
土曜日	※午前8時から午後6時まで

※1日保育日（①のうち土曜日及び②）はシフトにより、1日につき4～7時間以内の勤務となります。6時間以上の勤務日は勤務時間中に1時間休憩をはさみます。

4 給与等について（令和7年度現在）

本会放課後児童健全育成事業臨時職員等の雇用等に関する要綱の規定により、支給されます。

（1）時給（採用時）※昇給あり

資格なし	資格あり①	資格あり②
1,140円	1,150円	1,160円

資格あり①：放課後児童支援員認定資格、②：各種教員免許、保育士資格

賃金締切日：月末締め、毎月21日支給（翌月支給）

(2) 各種手当

調整手当（※1）、通勤手当（※2）、時間外勤務手当が支給されます。

※1：調整手当	契約日数	支給内容（月額）
	週5日	6,000円
※2：通勤手当	週4日	4,000円
	交通手段	支給内容
	電車などの交通機関	実費
	自転車など	距離に応じた金額

(3) 期末手当

民間企業のボーナスに相当する手当として、期末手当が年2回（6月・12月）支給されます。（令和6年度実績）

契約日数	期末手当 支給額（年間計）※
週5日	60,000円
週4日	50,000円

5 加入保険等

労働保険（雇用保険、労災保険）及び社会保険（健康保険、厚生年金保険）

※ 週5日契約の方は、採用時より加入となります。

※ 週4日契約の方は、採用時は労災保険のみ加入、社会保険については勤務実態に合わせて加入手続きをとることとなります。

6 休暇制度

・年次有給休暇：労働基準法の定めるところにより付与され、最高20日まで翌年度に繰り越すことができます。

・特別休暇（結婚、忌引、夏季休暇）・生理休暇

※ 勤務実態に合わせて日数等に違いがあります。

7 福利厚生

社会福祉法人福利厚生センターに加入し、全国の指定保養所が安価に利用できるほか、各種割引制度が利用できます。